

I H N O 奨学金確認書 (申込書-1)

私は、(公財)国際人材交流支援機構(以下「IHNO」という。)の奨学金の交付を受けるにあたり、IHNO奨学金案内に記載の内容を確認し、IHNOの別紙記載事項について同意の上、本確認書(申込書)を提出します。

私は、奨学金の交付を受けている間、毎月、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や素行不良が認められた場合においては、諸規程の定めにより奨学金の交付が一定期間停止されるか、または廃止されること(打ち切れ)を承知しています。適格性の審査は経済状況等についても行われ、IHNOが定める要件に該当する場合は、奨学金の交付が一定期間停止されるか、または廃止される場合があることも承知しています。

本人	学校名			
	学部・課程・分野		学生証番号	
	卒業予定年月	年	月	
	氏名	フリガナ		
		名		
	国籍			
	生年月日	年	月	日
	現住所	〒	-	
	携帯電話番号	-	-	
	メール			
	緊急連絡先	名前		
		関係	電話番号	- -

上記の学生は本校在籍学生であり、IHNO奨学金受給資格を有するにふさわしい者として本校より推薦いたします。

日 付 _____ 年 月 日

学 校 名 _____

学 校 長 名 _____

チェック

上記の学生は、現状の日本語能力で授業を受けることが出来ると認めます。(日本語学校は除く)

チェック

進学に際し奨学生認定期間(1期2年)を修了していない時は、進学先に継続し推薦してもらえよう連絡します。

学 校 担 当 者 (氏名) _____ (TEL) _____

(メール) _____

I H N O 奨学金の交付に係わる事項

【奨学金の交付期間】

- ① 奨学金の交付の始期は、就業先において就労実績が確認された月の給与支給日であり、かつ適格性を満たしている期間とし、交付の終期は長期履修課程等の一部の課程を除き、奨学生（以下「奨学生」という。）の在学する学校の修業年限の終期とします。

【確認書】

- ① 採用が決定された奨学生は、I H N O が定める期限までに申込書にある在学学校長の推薦署名、押印が必要となります。
- ② I H N O が定める期限までに誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。
- ③ 週28時間を守らない場合は奨学生としての資格を失います。但し学校長期休暇中は1日8時間かつ週40時間以内の就労を認める場合もあります。その場合は学校の長期休暇証明書を提出して下さい。

【振込】

- ① 奨学金は、金融機関（外国銀行を除く。）、ゆうちょ銀行のいずれかに開設された本人名義の預金口座に振り込まれます。ただし、一部の銀行は取り扱っていない場合があります。
- ② 奨学金は毎月1ヶ月分ずつ交付します。

【奨学金交付中の手続等】

- ① 奨学生は次の場合、速やかに I H N O に届出をしなければなりません。
 - A 休学、復学、転学、編入学、留学または退学したとき。
 - I 本人の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - ウ 奨学金を辞退するとき。
- ② I H N O は、在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止または廃止します。
 - A 休学したときまたは長期にわたって欠席したとき。
 - I 傷病などのために修学の見込みがないとき。
 - ウ 学業成績が著しく不振または素行が不良となったとき。
 - E I H N O が求める諸手続き（在籍確認、住所変更届等）を怠る等、奨学生として適当でないとき。
 - オ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- ③ 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- ④ 奨学金の交付を休止または停止された場合、その事由がなくなり、在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を再開することがあります。
- ⑤ 奨学生本人と連絡がとれなくなった場合には、在籍学校、親権者または未成年後見人に本人の連絡先情報を求めることがあります。

【その他の手続き等】

- ① 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに届け出て下さい。
- ② 原則として毎年4月と10月に在学証明書を提出して下さい。
- ③ 在留資格の更新または変更が生じた場合は在留カードの写しを速やかに提出して下さい。